



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

弊センターのお客様は、建設業の実習実施者・監理団体が多いです。弊センターは、特定の職種に限らず技能実習制度に関するあらゆる内容についてご案内していますが、建設業は工場内の作業が多い他の職種とは異なる CCUS、誓約書などの手続きがあるためにお問合せが多くなります。今月号は、建設業の技能実習生の労務管理のポイントと留意すべき点について書いています。

1. 建設業の労働時間管理

建設業の技能実習生数は全体に対して約 2 割を占めます。建設業は食品製造業と同じように、その割合を急速に増やし続けています。その一つの要因は、東京オリンピック需要でした。そして、東京オリンピックが終わった今、新型コロナウイルスの影響により新規入国者数を大きく減少させている職種があるところ、建設業は屋外作業であることもあり、他職種に比較してその影響が小さく抑えられています。

建設業は業界の成り立ちやその業務の性質から労働関係法令が適用除外です。しかし、適用除外であっても、技能実習生の労務管理は関係労働法令に「準拠」することが指導されていることから、建設業の技能実習生の労働時間管理は一筋縄ではいかない現実があります。また、建設業にも、改正労働基準法により 2024 年 4 月から時間外労働の上限規制が設けられました（年間 720 時間未満）。猶予期間中にこの上限規制は適用されませんが、業界においては求人難等により「月 80 時間を超えない残業、週休二日制の導入」など労働環境の整備が進められています。他に、公共事業に入札する業者は、国土交通省や地方自治体から入札要件において関係諸法令の遵守を求められており、毎年、国土交通省や自治体が主催する講習会への参加が義務付けられています。自治体によっては、労働条件調査（モニタリング）を毎年実施し、関係諸法令を遵守して企業活動が行われているかを確認します。

2. 天候不順の場合はどうなるの？

建設業では、一般的に現場労働者に対して給与の支払い形態を「日給月給制」として、雨天休業の際に休業手当は支払われません。しかし、外国人技能実習生の待遇に関する「特定職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」では、実習実施者に報酬に関する「誓約書」の提出を義務付けています。また、報酬の支払形態について、支払い方法は「月給制」と明確に定めています。つまり、日給制や時給制の場合、季節や工事受給状況による仕事の繁閑により予め想定した報酬予定額を下回ることがあり、報酬面のミスマッチが実習生の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性があることから、賃金を「月給制」にして一定になるようにしています。また、労働基準法第 26 条（休業手当）は使用者の責に帰すべき事由による休業する日について「60%以上」の休業手当を支払わなければならないことになっており、「天候を理由とした休業」は「使用者の責に帰すべき事由」に当たらないとされているところ、技能実習生

については天候不順による賃金への影響が最小限になるように指導されます。

外国人技能実習生の労務管理は、「日本人従業員と同等、もしくはそれ以上」と規定され、原則として、日本人従業員と同じ就業規則、賃金規則の元で運用されます。したがって、技能実習生用の個別の規則を設けるダブルスタンダードは望ましくないとされています。しかし、建設業においては、労働基準法、技能実習法その他の関係諸法令に基づき行政が求める労働条件にて技能実習生を処遇すると、結果的に日本人労働者の処遇と切り分けて考える必要が出てくるのが現実です。技能実習生用に就業規則（母国語の対訳付き）を策定し、日本人労働者向けの就業規則とは区別することも考えられます。また、雨天による休業日について、動画を使って技術を教えるなどの企業独自の技能実習生向けの研修メニューを開発し、所定労働時間を有効に活用することも求められます。

3. コラム：生活・就労ガイドブック | 出入国在留管理庁

外国人が日本のルール・習慣などに関する情報を正確かつ迅速に得られることを目的として、出入国在留管理庁は「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の方へ～」を公開しました。本冊子は、技能実習生に限った内容ではありませんが、入国後の講習を企画する際に参考となります。技能実習生に日本のルール・習慣を教えることは、トラブル予防に役立ちます。特に母国にない、または母国と異なる「第 3 章 雇用・労働」、「第 7 章 年金・福祉」、「第 8 章 税金」、「第 12 章 日常生活におけるルール・習慣」は、技能実習生が知りたい内容と思います。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004717.pdf>

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>